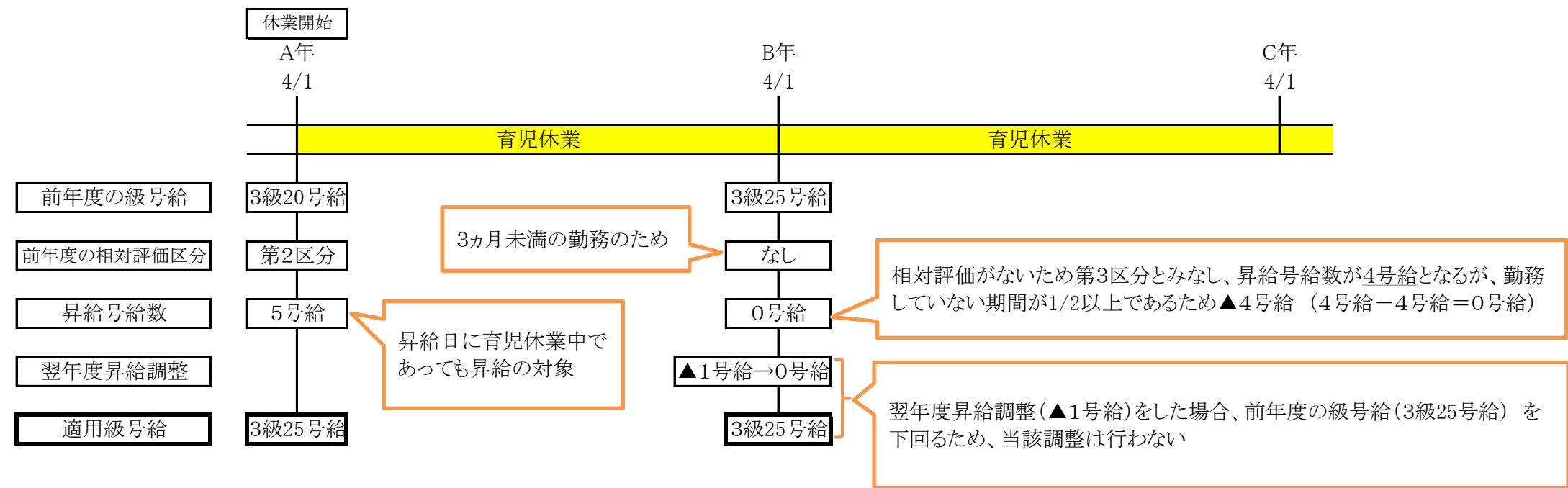
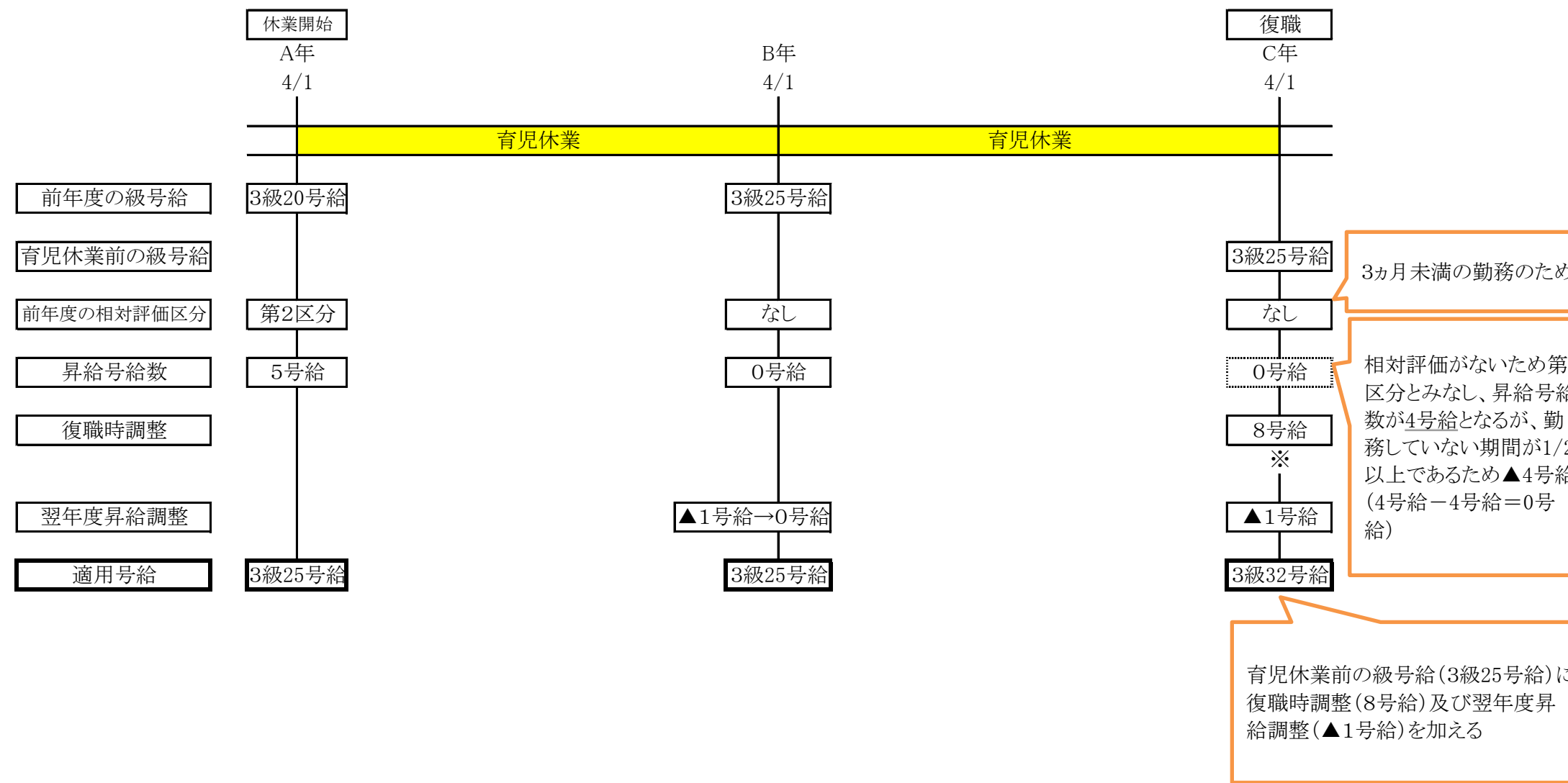


（育児休業）勤務実績に基づく昇給制度に関する事例①

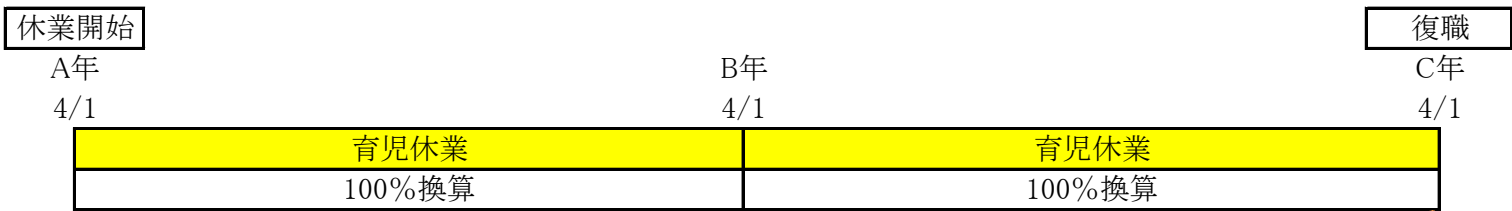
・4月1日付で育児休業を取得した場合



・4月1日付で育児休業を取得 ⇒ 翌々年度の4月1日に復職となった場合（復職時調整の事例）



※ ①「育児休業直前の昇給日（A年4/1）」から「復職日直前の昇給日（B年4/1）」までの期間についての調整に加えて、
②「復職後最初の昇給日（C年4/1）」までの期間についての調整



①第3区分の昇給号給数4号給に対して期間の換算を反映
 $4号給 \times (12月 \times 100\%) / 12月 = 4$
②同じく第3区分の昇給号給数4号給に対して期間の換算を反映
 $4号給 \times (12月 \times 100\%) / 12月 = 4$
①の調整 $4 + 4 = 8 \Rightarrow 8号給$

[illegible]

(育児休業) 勤務実績に基づく昇給制度に関する事例②

・12月1日付で育児休業を取得した場合

A年
4/1

休業開始
12/1

B年
4/1

C年
4/1

育児休業

育児休業

前年度の級号給

3級20号給

3級25号給

前年度の相対評価区分

第2区分

第3区分

昇給号給数

5号給

2号給

翌年度昇給調整

▲1号給

適用級号給

3級25号給

3級26号給

昇給日に育児休業中であっても昇給の対象となる。
第3区分なので昇給号給数は4号給だが、勤務していない期間が1/6以上1/2未満であるため▲2号給（4号給－2号給＝2号給）

前年度の級号給(3級25号給)に昇給号給数(1号給)を加える

・12月1日付で育児休業を取得 ⇒ 翌年度の2月1日に復職となった場合(復職時調整の事例)

A年
4/1

休業開始
12/1

B年
4/1

復職
2/1

C年
4/1

育児休業

育児休業

前年度の級号給

3級20号給

3級25号給

3級25号給

3級25号給

育児休業前の級号給

前年度の相対評価区分

第2区分

第3区分

なし

なし

昇給号給数

5号給

2号給

4号給
※①

8号給
※②

復職時調整

▲1号給

▲1号給

翌年度昇給調整

▲1号給

▲1号給

▲1号給

適用号給

3級25号給

3級26号給

3級28号給

3級32号給

3ヵ月未満の勤務のため

相対評価がないため第3区分とみなし、昇給号給数が4号給となるが、勤務していない期間が1/2以上であるため▲4号給（4号給－4号給＝0号給）

育児休業前の級号給(3級25号給)に復職時調整(4号給)と翌年度昇給調整(▲1号給)を加える

育児休業前の級号給(3級25号給)に復職時調整(8号給)及び翌年度昇給調整(▲1号給)を加える

※① 「育児休業直前の昇給日」 から「復職日直前の昇給日」 までの期間について調整

A年
4/1

休業開始
12/1

B年
4/1

育児休業

100%換算

100%換算

第3区分の昇給号給数4号給に対して期間の換算を反映
{4号給×(8月×100%+4月×100%)}÷12月 = 4 ⇒ 4号給

※② ①の調整に加え、「復職後最初の昇給日」までの期間について調整

A年
4/1

休業開始
12/1

B年
4/1

復職
2/1

C年
4/1

育児休業

育児休業

100%換算

100%換算

100%換算

100%換算

第3区分の昇給号給数4号給に対して期間の換算を反映
{4号給×(10月×100%+2月×100%)}÷12月 = 4
①の調整4+4 = 8 ⇒ 8号給